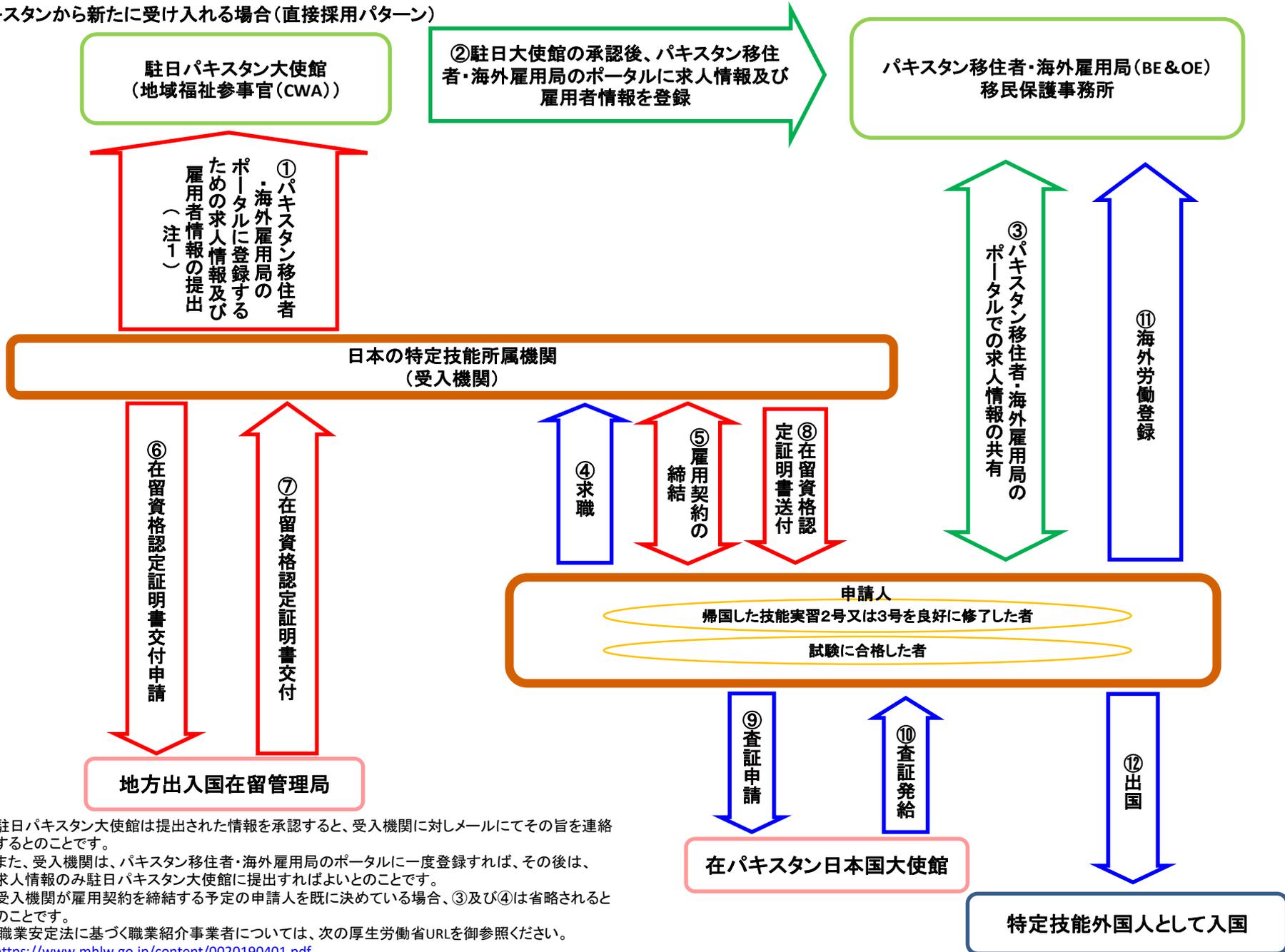


パキスタン特定技能外国人に係る手続の流れについて

○パキスタンから新たに受け入れる場合(直接採用パターン)



(注1) 駐日パキスタン大使館は提出された情報を承認すると、受入機関に対しメールにてその旨を連絡するとのことです。

また、受入機関は、パキスタン移住者・海外雇用局のポータルに一度登録すれば、その後は、求人情報のみ駐日パキスタン大使館に提出すればよいとのことです。

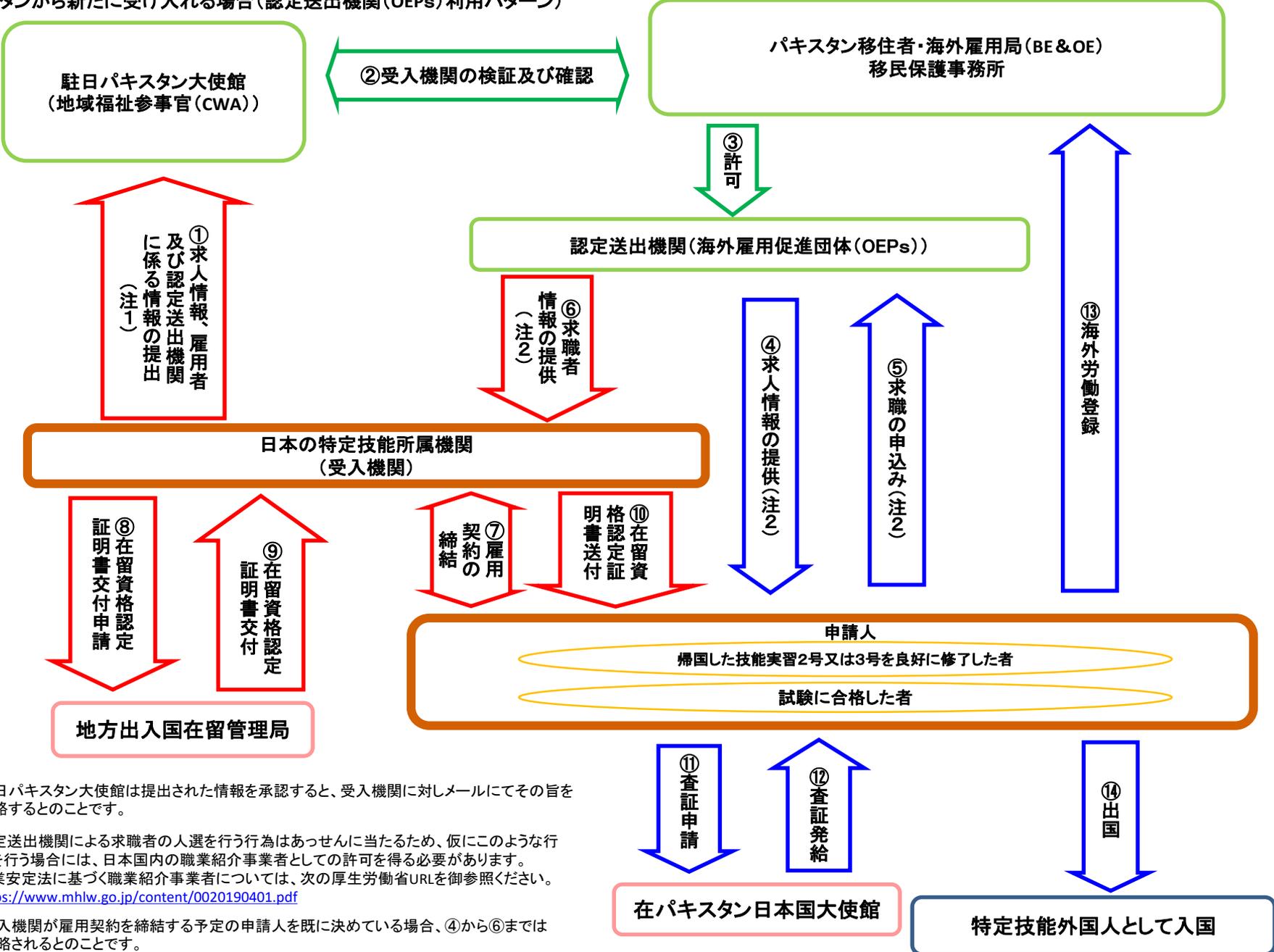
(注2) 受入機関が雇用契約を締結する予定の申請人を既に決めている場合、③及び④は省略されるとのことです。

(注3) 職業安定法に基づく職業紹介事業者については、次の厚生労働省URLを御参照ください。

<https://www.mhlw.go.jp/content/0020190401.pdf>

パキスタン特定技能外国人に係る手続の流れについて

○パキスタンから新たに受け入れる場合(認定送出機関(OEPs)利用パターン)



(注1) 駐日パキスタン大使館は提出された情報を承認すると、受入機関に対しメールにてその旨を連絡することです。

(注2) 認定送出機関による求職者の人選を行う行為はあっせんにあたるため、仮にこのような行為を行う場合には、日本国内の職業紹介事業者としての許可を得る必要があります。職業安定法に基づく職業紹介事業者については、次の厚生労働省URLを御参照ください。
<https://www.mhlw.go.jp/content/0020190401.pdf>

(注3) 受入機関が雇用契約を締結する予定の申請人を既に決めている場合、④から⑥までは省略されとのことです。

在パキスタン日本国大使館

特定技能外国人として入国

パキスタン特定技能外国人に係る手続の流れについて

○日本に在留する方を受け入れる場合

